華陽フロンティア高等学校いじめ防止基本方針

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成２５年６月２８日公布、平成２５年９月２８日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第１３条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

１　いじめの問題に対する基本的な考え方

（１）定義

いじめ防止対策推進法：第２条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに重大事態の対処を行う。

（２）具体的ないじめの態様

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
・仲間はずれ、集団により無視をされる。スマートフォンの無料通信アプリケーションによるグループ外し。
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。一方的な暴力的行為。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

（３）学校の姿勢

・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
・生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

２　いじめの未然防止のための取組

（１）いじめ防止等の対策のための組織〈必置〉

> いじめ防止対策推進法：第２２条
> 　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【組織の名称】

華陽フロンティア高等学校いじめ防止・対策組織（いじめ防止・対策委員会）

【組織の構成員】

・学校関係者　※校内組織として【校内いじめ対策委員会】を兼ねる。
　校長・副校長・教頭（定･通）・生徒指導主事（定･通）・教務主任（定･通）
　教育相談係（定･通）・各年次主任（定･通）
・第　三　者
　精神科医（平成２７年度・県より配置許可）本校担当臨床心理士・地域代表
　ＰＴＡ役員（定）・校友会役員（通）

【組織の運営】

・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織としていじめ防止・対策委員会を組織する。
・年２回（５月と１月）いじめ対策委員会を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。（ＰＤＣＡサイクル）

（２）学校及び各分掌の取組

【学校全体】

・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。
・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

【生徒指導部】

・学校生活における規律をただし、生徒が主体的に授業及び面接指導や行事に参加できるよう指導する。
・教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
・心理検査や性格検査等を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
・情報モラルに関する指導を定期的に実施する。
・外部機関（警察、子ども相談センター、市役所福祉課等）との連携を図る。
・人権アンケートを実施し状況を把握する。
・㊐ボランティア清掃等の活動を通じて社会貢献活動への参加により、社会の一員としての自覚を醸成する。
・㊐ＭＳリーダーズ活動を通じて社会貢献活動への参加により、社会の一員としての自覚を醸成する。
・㊑定期的に「いじめ実態調査」（迷惑調査・教育相談等含む）を実施し状況を把握する。
　※調査は県のいじめ調査に合わせて年３回実施（県調査：７月・12 月・２月）

【教務部】
・授業及び面接指導の規律を整える。
・授業規律を整えるとともに、教科指導では分かる授業を確立する。
・ユニバーサルデザインを取り入れた授業を推進する。

【進路指導部】
・進路目標の早期指導により、高校３年間および４年間の方向付けや目的意識を育成する。
・インターンシップや社会体験学習により社会における規律を習得させる。

【特別活動】
・ＨＲ活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高め合える組織を目指す。

【渉外部】
・保護者会等でのいじめ撲滅に向けた活動を推進する。
・いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。
・㊟ＰＴＡ総会や学年保護者集会等でのいじめ防止に向けた研修や講演会を開催する。

（３）取組に向けての目標
・学校全体の取組内容を基にして、取組目標を毎年設定する。
・年度末には、取組目標について見直しを図る。（ＰＤＣＡサイクル）

（４）年間計画

定時制課程

月	行　　事	取 組 内 容
4	始業式・入学式・ＰＴＡ総会 教育相談（二者懇談） 生徒自己理解調査 第１回生徒情報交換会 情報モラル講話	・いじめ防止に関する講話（生徒指導主事） ・生徒の生活状況や学校生活について確認 ・外部機関による生徒検査 ・ＨＲ担任・保健室・教育相談からの生徒に関する情報交換 ・ＳＮＳに関するモラル講話（外部講師）
5	一日研修 第１回保護者交流会	・グループ活動等を通して人間関係を把握・確認 ・家庭生活の状況確認
6	校内生徒生活体験発表会 第１回いじめ防止・対策委員会	・生徒の体験作文を通して理解を深める ・いじめ防止の年間取組について検討
7	第１回人権アンケート 三者懇談	・人権及びいじめ調査（無記名式） ・家庭生活の状況確認
8	教育相談 職員研修 ２年次生健康調査	・生徒の生活状況や学校生活について確認 ・教育相談についての職員研修 ・修学旅行に関わる健康調査（心身の両面）
9	第２回生徒情報交換会 教育相談（二者懇談） 第２回保護者交流会	・ＨＲ担任・保健室・教育相談からの生徒に関する情報交換 ・生徒の生活状況や学校生活について確認 ・家庭生活の状況確認
10	一日研修・修学旅行	・グループ活動等を通して人間関係を把握・確認
11	人権統一ＬＨＲ 薬物乱用防止講話 第２回人権週間アンケート	・人権について確認 ・薬物についての知識と防止取組 ・人権及びいじめ調査（記名式）
12	第３回保護者交流会 教育相談（二者懇談）	・家庭生活の状況確認 ・生徒の生活状況や学校生活について確認
1		
2	第２回いじめ防止・対策委員会	・いじめ防止の年間取組の検証と課題
3		

通信制課程

月	行　　事	取 組 内 容
4	始業式・入学式 職員研修会 フロンティア通信・ＨＲ連絡	・いじめ防止に関する講話 ・いじめ防止の年間の取組について検討 ・いじめ防止、人権啓発
5	教育相談（二者面談） 第１回教育相談職員研修会 （生徒情報交換会議） 第１回保護者交流会 フロンティア通信・ＨＲ連絡	・生徒の生活状況や問題意識等の確認 ・ＨＲ担任・保健室・教育相談からの生徒に関する情報交換 ・家庭生活の状況確認 ・いじめ防止、人権啓発
6	第２回教育相談職員研修会 （生徒情報交換会議） 個別懇談会 フロンティア通信・ＨＲ連絡 第１回いじめ防止・対策委員会	・ＨＲ担任・保健室・教育相談からの生徒に関する情報交換 ・家庭生活の状況確認 ・いじめ防止、人権啓発 ・いじめ対策委員会の計画確認等
7	個別懇談会 人権アンケート フロンティア通信・ＨＲ連絡	・家庭生活の状況確認 ・いじめ、迷惑調査（全校） ・いじめ防止、人権啓発
8	職員研修 ＨＲ連絡	・教育相談についての職員研修 ・人権アンケートの分析、活用、対策
9	第２回保護者交流会 フロンティア通信・ＨＲ連絡	・家庭生活の状況確認 ・いじめ防止、人権啓発
10	フロンティア通信・ＨＲ連絡 第２回教育相談職員研修会 （生徒情報交換会議）	・いじめ防止、人権啓発 ・ＨＲ担任・保健室・教育相談からの生徒に関する情報交換
11	フロンティア通信・ＨＲ連絡	・家庭生活の状況確認 ・いじめ防止、人権啓発
12	反省職員会議 フロンティア通信・ＨＲ連絡 第３回保護者交流会	・今年度の反省と来年度に向けての方針 ・いじめ防止、人権啓発
1	フロンティア通信・ＨＲ連絡	・いじめ防止、人権啓発
2	第２回いじめ防止・対策委員会 校誌フロンティア・ＨＲ連絡	・いじめ防止の年間取組の検証と課題 ・いじめ防止、人権啓発
3	フロンティア通信・ＨＲ連絡	・いじめ防止、人権啓発 ・生徒の生活状況や問題意識等の確認と引継ぎ ・生徒情報の引継ぎ

３　いじめ問題発生時の対処

（１）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

いじめ防止対策推進法：第２３条

１　学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

２　学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

３　学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

４　学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

５　学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

６　学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対応するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

【組織委員会】

・華陽フロンティア高等学校いじめ防止・対策組織（いじめ対策委員会）による対応
　※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

【対応順序】

・被害者、加害者の事実関係の把握
　（ＨＲ担任及び学年所属教員又は生徒指導部所属の複数教員が個別に事情を聞く。）
・いじめとして対処すべき事案か否かの判断
　（問題を認知した教員は、担任及び所属学年に報告し、状況確認と情報収集を所属学年で行い、人権侵害に当たるかどうかを生徒指導委員会を開催し、検討していじめと判断された場合にはいじめ対策委員会へ移行する）
・被害者生徒のケア
　【必要に応じて学校カウンセラー又は巡回専門相談員もしくはスペシャリストサポート事業により委嘱された臨床心理士によるケアを要請する】
・加害者生徒の指導
　（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮しながら指導を検討する）

・保護者への説明
（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策を理解してもらい協力を促す）
・県教委への連絡と経過説明（学校長が責任を持って県教委に報告をする）
・経過の見守り
（当該生徒に関わる複数の教職員〔ＨＲ担任・当該学年所属教員・生徒指導部・教育相談係〕による継続的な支援・指導を行う）
・報告書の作成
（経過、背景、対応、結果等を生徒指導主事がまとめ報告書を作成する）
※問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではないことを理解し、生徒の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消となる。

（２）「重大事態」と判断された時の対応

いじめ防止対策推進法：第２８条
１　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
２　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
３　第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【対応順序】
・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。
・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに岐阜南警察署又は、生徒居住所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

【学校主体による調査組織の編成】
・華陽フロンティア高等学校の校内組織である校内いじめ対策委員会に、さらに必要な第三者（弁護士・本校教育相談専門員・本校担当臨床心理士・ＰＴＡ役員・校友会役員・学校評議員）を加えることができる。
※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。
※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

【学校主体による調査における注意事項】

・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにする。
（情報提供に個人情報が関わる場合には、学校長及び県教委に相談し指示を仰ぐ。）
・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に説明する。
・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実に真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
・調査結果は県教委に報告する。（県教委から県知事に報告する。）
・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。（外部からの学校に対する情報提供依頼等の窓口は、教頭が行う。）

４　情報等の取り扱い

（１）個人調査データについて

生徒の個人調査データの生徒自己理解調査、人権アンケート（記名式）、進路調査等は、生徒の在籍期間内は必ず保管する。

（２）心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し、生徒指導に積極的に利用する。

平成２６年４月１日より
平成２７年２月１７日一部改定
平成２７年４月末日　一部改定
平成２８年５月末日　一部改定
平成２９年５月末日　一部改定

クライシスマネジメント
・危機事態の発生後の対処方法に関する点が概念の中心である。
リスクマネジメント
・危機事態の発生を予防するためのリスクの分析方法等が概念の中心である。

ＰＤＣＡサイクル
１　Ｐｌａｎ（**計画**）：従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する
２　Ｄｏ（実施・**実行**）：計画に沿って業務を行う
３　Ｃｈｅｃｋ（点検・**評価**）：業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する
４　Ａｃｔ（処置・**改善**）：実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする